

「建設業許可申請の手引き」の改正について

令和6年12月
奈良県 建設産業課

主な改正点

- 1 令和6年12月13日付けの改正建設業法(令和6年法律第49号)の施行を踏まえ、以下の点につき改正を行いました。
「専任技術者」の記載を全て「営業技術者」に置換するとともに、専任性に関する説明内容等を改正しました。なお、法改正に伴う様式変更について、反映したバージョンを県ホームページにアップロード済みです。
- 2 令和7年1月以降、税務署において、書面で提出された申告書等の控えに収受印の押なつを行わないとの取り扱いとなる予定であることから、これまで財産的基礎等の確認書類等として提示を求めていた直前決算に係る確定申告書について、新たな確認方法を記載しました。
- 3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(令和6年厚生労働省令第119号)により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の発行が行われなくなることとされたことに伴い、同日以降の常勤性の確認書類について整理しました。
- 4 不動産登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第7号)により、現在の所有権の登記名義人の氏名に旧氏(旧姓)を併記することができるようになったことに伴い、今後の申請書類については、法人登記簿において旧姓をカッコ書きされている場合に限り、旧姓と現姓の併記を認めることとしました。
- 5 雇用保険の確認書類について、労働保険事務組合に加入している場合の取り扱いを明文化しました。
- 6 その他、細部の修正を行うとともに、1～4にかかる変更によりページずれが生じるため、ページ番号に関する記載について、調整を行いました。